

無線局免許承継申請書（届出書）

年 月 日  
(提出年月日を記入)

九州総合通信局長 殿

**\*簡易無線局の承継申請は下記の口にチェックを入れる**

- 電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続）\*「相続」による承継は、こちらにチェック
- 電波法第 20 条第 2 項、第 4 項（分割に係る部分に限る。）若しくは第 5 項（合併に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続）\*法人の「合併」または「分割」による事業の承継は、こちらにチェック
- 電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第 5 項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続）\*事業の全部「譲渡」による地位の承継は、こちらにチェック
- 電波法第 20 条第 4 項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第 5 項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続）

記

1 申請（届出）者 **\*地位を「承継した者」を申請（届出）者として記入する**

**\*代理人に依頼する場合、委任状を添付の上、「1」枠下に「代理人」欄を挿入して記入**

|     |  |
|-----|--|
| 住 所 | 都道府県—市区町村コード [ <b>*不明な場合は記入不要</b> ]<br>〒 (      -      )<br><b>*「法人」又は「団体」の場合、本店又は主たる事務所の住所を記入</b> |
|-----|--|

|                   |  |
|-------------------|--|
| 氏名又は名称及び<br>代表者氏名 | フリガナ                                       |
|                   | *「法人」又は「団体」の場合、商号又は名称並びに<br>代表者の役職名及び氏名を記入 |

## 2 承継に係る無線局

|                                    |                      |
|------------------------------------|----------------------|
| ① 識別信号                             |                      |
| ② 種別                               |                      |
| ③ 免許の番号又は<br>予備免許通知書の番号            | *承継する「現在の免許の内容」を記入する |
| ④ 免許人又は予備免許を<br>受けた者の氏名、商号又<br>は名称 |                      |
| ⑤ 免許の有効期間                          |                      |

## 3 電波法第5条に規定する欠格事由

有 無 \*どちらかにチェックを入れる

## 4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

\*下記□にチェックを入れて、①～③に必要事項を記入する

■無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日  
20××年 ○月 ○日
- ② 事業の譲受けの理由  
○○○のため
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

### 〇〇〇のため

- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

#### □無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受け（法第 20 条第 5 項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業計画
- ④ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業収支見積り
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

## 5 添付書類

### (1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

### (2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

### **\*事業の全部「譲渡」による地位の承継は、以下すべての書類を添付する**

### (3) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

- 譲受人が法人であるときは、その定款または寄附行為
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

(4) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 譲渡人が法人であるときは、その定款
- 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

|           |   |
|-----------|---|
| 所属、氏名     | フリガナ<br>-----<br>* 申請に関する担当者の情報を記入する                  |
| 電話番号      | * 日中に当方から連絡可能な連絡先の「電話番号（固定電話と携帯電話、どちらでも可）を必ず記入してください。 |
| 電子メールアドレス |   |